



令和元年11月15日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、住商産業株式会社（熊本県熊本市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問合せ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 廣瀬 祐一郎（内線6141）
建設産業課長補佐 樋口 敏明（内線6144）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
住商産業株式会社	国土交通大臣許可 (特-1) 第025415号	内田 大和	熊本県熊本市

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定による指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備及び強化を図ること。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

住商産業株式会社は、熊本県内の民間工事（2件）において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上の下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当する。